

ふるさとバス、コミュニティバスのダイヤ改正のお知らせ

実施時期 3月4日(土)
各バスの時刻表は7～10ページをご覧ください。
問 京阪京都交通(株)亀岡営業所
TEL23-8000
市役所2階政策交通課
TEL25-5083、FAX23-5000
(政策交通課)

シングル家庭相談サロン

シングル家庭の子育てや家庭環境づくりを一緒に考えましょう。
とき 3月18日(土)
午前10時～正午
ところ ふらっとHOUSE(追分町)
対象 シングル家庭の人
内容 子育てや周りのサポートなどの情報交換や制度の紹介
定員 10人(先着順)
参加料 無料
申し込み **問** 3月14日(火)までに電話で亀岡市子育て世代包括支援センター TEL55-9150
(健康増進課)

産後ケア講座

とき 3月24日(金)
午前10時～正午
ところ 保健センター2階(安町)
対象 おおむね産後4カ月までの人
内容 母乳ケアについての話と交流
講師 助産師さん
定員 15人(先着順)
参加料 無料
持ち物 赤ちゃんが一緒の場合はバスタオル
申し込み **問** 3月21日(火)までに電話で亀岡市子育て世代包括支援センター TEL55-9150
(健康増進課)

亀岡市消費生活センターからのお知らせ

このコーナーでは、相談窓口に寄せられる相談や苦情で、最近、多く見られる事例を紹介いたします。皆さんも、暮らしに関わる情報に関心を持ち、契約するときなどは十分に注意しましょう。

《インターネットの、偽ショッピングサイトに気をつけよう》

【トラブル事例】

孫が欲しがっているランドセルをインターネットで探した。定価6万円のもの半額で販売しているサイトを見つけ、希望の色もあったので申し込んだ。

翌日、受注メールが届き振込先口座が記載されていたので振り込んだ。入金確認後、1週間で届くはずが1か月経っても届かない。その後、メールや申し込みフォームから催促しても返信がない。サイトには住所や電話番号が書かれていない。詐欺サイトだったのか。

【消費者へのアドバイス】

ネットで買い物をしたが、商品が届かず連絡が取れないなどの相談が多く見られます。事業者の所在地、電話番号などを必ず確認しましょう。インターネット通販では、サイト内に事業者の名称、所在地等を表示しなければなりません。それらの表示のないサイトでの買い物はやめましょう。

商品が届く前に代金を支払ってしまうと、トラブルがあった場合に被害を取り戻すことが難しくなります。受注メールに振込先が書かれていた場合、名義人が法人名でなく個人名の場合は、十分注意しましょう。

分からないことや不安なことがあったら消費生活センターに相談してください。

問 消費者ホットライン 全国共通3桁ダイヤル **188**

お住まいの地域の消費生活センターにつながります。



【亀岡市消費生活センター】

市役所1階市民課内(5番窓口)

TEL25-5005、FAX25-5021

(消費生活センター)

不妊治療などを受けている皆さんの医療費の一部を助成します

不妊治療などを受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成します。不妊治療費助成制度には、治療内容に応じて次の2種類の制度がありますので、確認の上、申請してください。

	一般不妊治療費助成制度	不育症治療費助成制度
対象者	治療時亀岡市に居住地を有し、かつ、京都府内に1年以上居住地を有する夫婦 事実婚を含む。 ただし、人工授精に要した費用について助成する場合は、法律上の夫婦	事実婚を含む。
助成対象	医療保険が適用される不妊治療および人工授精に要した費用	医療保険が適用される不育症の原因を特定するための検査または不育症治療に要した費用
助成金額	1人1年度(4月1日～3月31日)の治療に要した自己負担額の2分の1。医療保険適用の不妊治療のみの場合は6万円、人工授精による治療を含む場合は10万円を上限とする。	自己負担額の2分の1で、1回の妊娠につき、10万円を上限とする。

申請方法 診療日の翌日から起算して1年以内に、必要書類を添えて保健センターに申請してください。

- 必要書類**
- ① 亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付申請書
 - ② 医療機関証明書(一般不妊治療・不育症治療で様式が異なります)
 - ③ 亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付請求書
- ①、②、③は保健センターの窓口に置いています。市ホームページからダウンロードすることもできます。
<http://www.city.kameoka.kyoto.jp/>
ホーム>健康・福祉・子育て>不妊・不育
- ④ 印鑑(朱肉を用いて押印するもの。スタンプ印不可)
 - ⑤ 申請者名義の金融機関振込先が分かるもの(通帳など)
 - ⑥ 受療者の健康保険証

その他 体外受精・顕微授精・男性不妊治療を行った場合は、京都府特定不妊治療費助成制度の助成対象となります。詳細は、京都府ホームページ「不妊に悩む方への助成事業等について」<http://www.pref.kyoto.jp/jido/funin28.html>をご覧ください。

申請書類は、京都府南丹保健所または、保健センターへ提出してください。

問 健康増進課 TEL25-5004、FAX25-5128

(健康増進課)